

平成24年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成24年 3 月 7 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

7 番 町田 正一 議員

6 番 深見 義輝 議員

3 番 音嶋 正吾 議員

日程第 2 承認第 1 号 議案の撤回について

総務部長 説明
承認

日程第 3 報告第 1 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

企画振興部長 説明、
質疑なし、報告済

日程第 4 議案第51号 壱岐精神障害者福祉ホーム B 型設置及び使用に関する条例の全部改正について

市民部長 説明、質疑、
厚生常任委員会付託

日程第 5 議案第52号 壱岐市職員定数条例の一部改正について

市民部長 説明、質疑なし、
総務文教常任委員会付託

追加日程
第 1 議案第53号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について

総務部長 説明、質疑なし、
総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (19 名)

1 番 久保田恒憲君

2 番 呼子 好君

3 番 音嶋 正吾君

4 番 町田 光浩君

5 番 小金丸益明君

6 番 深見 義輝君

7 番 町田 正一君

8 番 今西 菊乃君

9 番 市山 和幸君

10 番 田原 輝男君

11 番 豊坂 敏文君

13 番 鷓瀬 和博君

14 番 榊原 伸君

15 番 久間 進君

16 番 大久保洪昭君

17 番 瀬戸口和幸君

18 番 牧永 護君

19 番 中田 恭一君

20 番 市山 繁君

欠席議員（１名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|---------|----------------|--------|
| 市長 | 白川 博一君 | 副市長兼病院部長 | 久田 賢一君 |
| 教育長 | 須藤 正人君 | 総務部長 | 眞鍋 陽晃君 |
| 企画振興部長 | 浦 哲郎君 | 市民部長 | 山内 達君 |
| 保健環境部長 | 山口 壽美君 | 建設部長 | 後藤 満雄君 |
| 農林水産部長 | 榊崎 文雄君 | 教育次長 | 堤 賢治君 |
| 消防本部消防長 | 松本 力君 | 総務課長 | 久間 博喜君 |
| 財政課長 | 川原 裕喜君 | 病院管理課長 | 左野 健治君 |
| 会計管理者 | 宇野木眞智子君 | | |

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。これより議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日までに白川市長より承認1件、報告1件、追加議案2件を受理し、お手元に配付をしております。

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 町田 正一君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

議会も議会改革を行いまして、市長には反問権を付与しております。昨日見た、私が市長だったら、片っ端から反問したいと思うんですが、市長は残念ながら行使されませんでしたけども、議会活性化のために、ぜひ大いに反問していただきたいと思います。今日あと3人登壇しますので、できたらすべての人間について、質問者に対して反問をしていただきたいと思います。

今日私は2点、一般質問の通告をしております。一つは病院企業団加入についての問題点を整理すべきであるという点と、もう一点は、特養についての建設場所の決定、実は関連しますが、所管の委員会でもありますが、実は介護もそうなんですが、国保についても非常に心配しております、状況についてですね。時間があれば、国保についての市長の見解もあわせてただしいきたいと思います。

市長の行政報告にもあったように、吉岐市の福祉、医療、介護等は、財政的には危機的状況を迎えております。これは市民の方にもテレビ中継、特にお年寄りの方は非常によく見られておりますので、正確な状況を市民の方に知ってもらうというのも、議会、行政の大きな役割であると思います。

市長も市長になられてから、経常収支比率の改善というのは、これも非常に重要なことで、93だった経常収支比率が80台と、長崎県3位まで、この4年間で持ってこられました。あとは今後は、改善した分のある程度政策経費に使える分を、今後はこういった形でそれを市民生活のほうに担保していくかという点が、非常にまた問われると思いますので、ぜひこれについても、当選された暁には、ぜひそれも取り組んでいただきたいと思います。

私も性格的に暗い話ばかりするのは、私は性格的には好きじゃないんですが、医療とか福祉とか介護とかいうのは、住民の生活の安全・安心を担保する上で、最低限のセーフティーネットの一番根幹だと思っておりますので、正確な状況とか数字とかは、市民に知っていただかなきゃならないと思って、まず病院問題と特養の問題について、今回は一般質問取り上げました。

市長におかれては、全国離島振興協議会の今副会長をされて、離島振興法の期限が切れる25年3月からの延長に向けて市長も努力されておられると思いますけども、ぜひ中身を、今までみたいなインフラの整備だけじゃなくて、今後は離島の置かれているこういったソフト面、特に本当にしんどいのは、今回も介護とか国保とかの状況を見ると、今後果たして財政的に国保、介護が一地方自治体でやっていけるのかという状況まで来ております。その厳しさをぜひ市長も認識していただきたいと思うし、市民の人にも認識していただきたいと思います。

ただいま国保については、5億8,000万円あった基金が、既に本年度は4,538万円まで基金がなくなっております。今年、本来あってはならんことですが、国保について、一般会計から2億円拠出して、それでやっと国保を維持して、さらに6月の所得確定後になりますけれども、恐らくこれは相当大幅な値上げをせざるを得ない状況にあります。恐らく36万円程度の今国保が、恐らく40万円近い金額にならざるを得ないと。そうしないと国保をやっていけない状況にあります。

あわせて介護保険料も3,890円から4,970円と1,000円近い、今回市民の方に御負担をお願いするわけですが、一方でこれに、解決する方法として、一方で高齢化が進み、人口減少があり、しかも市民の所得がどんどん低下していく中で、値上げしても、国保については3億円以上の未収金がありますけど、これについてもどんどん、今の状況から考えれば、国保の未収金がただ単に積み増しするだけで、これで基金が積み増しできるとか、国保の状況が改善できるという点にありません。現状の制度を維持していただくだけで精一杯という状況になって、抜本的に国保というか、元気なお年寄りを、よく山本老人会長は、ぴんぴんころりとよく言われますけれども、実は元気なお年寄りを、行政の施策としてやっていく必要があると思います。

私も一生懸命、どうやったら元気なお年寄りが生活していけるんだろうかと、私も一生懸命考えているんで、後で提案もしたいと思いますが、ぜひ市長のほうもこれについては、総花的に何か夢のあるようなことばかり言ったって、現実に足元のところが非常に揺らいできているというのが現状であるというのを、これも皆さんは一応全員が認識していただいておりますんで、これについても後で聞いていきたいと思います。

最近よく限界集落という言葉がありますけども、私は離島においては、限界自治体だと。国保とか介護とかをある程度広域的にやってくれないと、一地方自治体で、離島の一地方自治体でどうこうできるような問題の範囲をそろそろ超えてきていると。値上げはせざるを得ないけれども、値上げしても改善できるのかといたら、それが改善できないと。これは自治体の責任、一離島の自治体の問題じゃない状況に来てると思います。

東京とか大阪とか名古屋なんかの自治体とは、話が全然違うんですね。それをぜひ認識していきたいと思ってます。その中で、まず一番最初の市民病院の改革は、何としてもこれは実現していかなければいけません。これは全議員が共通しておられるし、市長も一番認識されてるところですが、累積欠損金が23億円超えております。もちろんこれは、私は前回のときも、これはこういう過大な病院に投資した行政にも責任あるし、議会にも責任があると。すべて病院の責任だと言うつもりはないと。ここまで過大な病院をつくったせいで、減価償却費の積み増しができないとか、あるいは借り入れの返済金がここまで過大に異常に膨らんでおるといのは、自治体の病院としては既に限界に来てると。だから、何とかして病院改革を今のうちにやっていかな

いと、何とかなるだろうでずっとやってきて、もうどうにもならんような状況が、来年から来ております。

まず市民病院の改革についてですが、市長はこの間について明確に病院企業団について加入するというふうな方向を打ち出されました。厚生委員会としては、それも了承しまして、市長と一緒に各委員がそれぞれ病院企業団の形、経営形態が変更になっても、引き続いて大学病院のほうに医師を派遣していただきたいということで、各委員それぞれ分かれて、三大学病院のほうにお願いに行き、了承もいただいたわけです。

ただし、病院企業団に加盟する道筋がまだよくわからないと。正直言って、リアルな感じで、その前に一応クリアしなきゃいけない問題はありますけれども、道筋がまだよくわからないという意見を、私は正直言って持っております。これについてぜひ市長に質問通告しておりますので、まず次の5点。

一番心配しているのが、精神科が休床してから、実はキャッシュフローの状況を私も非常に危惧しております。今までは、何とかキャッシュフローが、帳面上の赤字と言われる累積欠損金を積み増しても、これは減価償却費が要するに積み増しができてないという状況の中で、帳簿上の赤字で済んだわけですが、現実にキャッシュフローが、実は2億数千万円あったキャッシュフローが、一時増えたこともありますけれども、キャッシュフローの状況が今どういう状況にあるのか。あるいは今後、非常に市長がキャッシュフロー面で心配していることについて、今後の状況について、まず第1点目。

それから、病院企業団に加入するという市長の明確な方針は結構なんですけど、もう一つは、それが内部的に、病院の職員、ドクターも含めてですが、これへの意思統一がなされているのかどうか。これ加入は議会も認めたと。それでやろうとなっても、現実に市民病院の中の体制が、そういうふうに意思統一がなされてなかったら、これこそアウトですよ。それは足元固めてから、もう一回出直してこいと言われるのが精一杯だと思うんで、これについての努力は、どういうふうにされるのかというのが第2点。

第3番については、一応旧国立病院から市民病院に移行したときも、退職金という形で一時支払われたんですが、退職金についての、市民病院の職員についての退職金の措置、恐らく18億円とか19億円とか言われてますけども、これについてはどうされるのか。大村なんかは、一時的な退職債という形で借り入れして、それを長期に支払っていくとか、あるいは市民病院から病院企業団なんで、例えば同じような形で雇用を継続して、退職金については将来的にその人が退職年齢を迎えたときに、将来的に支払っていくというようなこともできるのかどうか。

それから4番目、これも絶対病院企業団のほうについては、市民病院の累積欠損金の処理は、当然前提として市民病院のほうからも市に対して言われると思うんですが、これについての処理

は、どういうふうにされるのか。

それから5番目に、まず議会で、この前、前回の議会のときに、一応反対はなかったとはいえ、病院企業団の加入についての方針は、壱岐市議会としても、議会議決をしているわけでは、まだないんですよ。だから、私はもうすぐ市長選ありますけれども、行政は片一方で、病院等については、だれが市長になっても継続してやっていかなきゃいかんことです。だから、行政の継続性から考えて、明確な形で、まず壱岐市議会に対して議会議決を求めるべきだと、市長は。

あわせて今後の病院企業団加入へのスケジュール、今非常にかたばる病院の統合とか、一方でそういう差し迫った問題を抱えておると思いますが、同時並行的にこれはやらないと、待たなしの状況にあるわけなんで、ぜひ今後のスケジュールまで含めて御答弁いただきたいと思えます。

議長（市山 繁君） 町田正一議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、町田正一議員の御質問にお答えします。

個々の御質問にお答えする前に、冒頭申されました介護保険あるいは健康保険に対する考え方でございます。大きな考え方だけ申し上げたいと思えますけれども、議員おっしゃるように、今の年齢構成といいますか、現役世代、そして高齢者世帯のことを考えて、このままでやれるのかという、その認識は私も同じでございます。危機感を持っております。

したがって、私は今、いろんな会議で申し上げておりますのは、スケールメリットのある国保制度を構築していただくにやいかんと。すなわち県単位であるとか、あるいは大きなグローバルな単位で健康保険、介護保険を運営していただかないと、若者が偏在している状況の中で、高齢者世帯、いわゆる高齢者比率が三十数%もいったところで、当たり前の私はこういう目的税というのは運営できないという考えを持っております。

そのために、実は先ほど申されましたように、国保で申しますと、5億円の基金がございました。ここ数年で5億円を取り崩しました。それは私の気持ちとしては、この不景気なときに税を上げられるかという気持ちでございました。税を上げないために、基金を取り崩してまいりました。

しかし、それがここに来て、基金がなくなった。さあ、大きな税率アップせにやいかん。ですから、私はそのことが正しい判断だったのかというのは、議論の余地があると思っております。しかしながら、今回はやむを得ず2億円の一般財源からの繰り入れということを決断したところでございます。

そして、元気老人、それを増やしていく。これは今、私たちが特にお願いしております特定健診、これの受診率を上げていく。皆さん健診を受けてください。そして早期発見、早期治療に徹

してください。そのことが医療費を抑えることですよということを、今からも強く申し上げていきたいと思えます。市民皆様のぜひ御理解と御協力を賜りたいと思う次第でございます。

さて、市民病院の病院企業団加入についての御質問でございます。まずキャッシュフローでございますけれども、昨年7月16日以降、精神科を休床した影響によりまして、大変厳しい資金繰りになっております。昨年の4月1日、23年4月1日に現金・預金2億4,000万円がございました。今年の1月末現在、その金額は1億5,000万円になっておりまして、9,000万円の現金・預金を減らしております。平成22年度、約2億2,000万円であった精神科の入院・外来収益が平成23年度は70%減の6,600万円になっておりまして、その結果、精神科の収入には、昨年度より約1億5,400万円の減収となる見込みであります。その減収に見合うだけの医業費用の削減が図られていないという側面がございます。

次に、病院の職員の方に対して、病院企業団に加入するということが意思徹底してるのかという御質問でございます。昨年12月の議会で、私は長崎県病院企業団に加入したいということを議会に申し上げました。その前に、病院長に対しまして、こういうことを議会に申し上げたいということをお話しいたしまして、病院長の承諾を受けた上で、議会に御報告したところでございます。

それ以降、病院の医師を含めた職員には、病院事務長に、毎月開催されております医局会、院内の改革改善委員会を通じて周知をさせております。また、2月当初の県知事との面談につきましても、周知をさせております。

現在、長崎県医療政策課及び病院企業団の指導を受けて、企業団に加入した場合の職員の身分、給料の見直し等について、準備作業に入っておりまして、そのことにつきましても、病院部長から組合執行部のほうに伝えておるところでございます。その作業が終わり次第、病院職員に内容を説明し、理解をいただかなければならないと考えておるところでございます。

3点目の退職金についての処置はということでございます。市職員の退職手当につきましては、壱岐市は長崎縣市町村総合事務組合に加入しておりまして、同事務組合の退職手当支給条例により支給をされております。現在の退職手当の支給制度は、平成16年度から新しい制度となりまして、5年先の退職予定者を見据えて、退職金額を設定し、その額に一定の負担率を乗じて、壱岐市の負担額が算定されて、事務組合へ支払う制度となっております。

壱岐市が病院企業団へ加入した場合、長崎縣市町村総合事務組合と病院企業団との間には、現行制度には退職手当の通算制度はございません。したがって、勤務年数の通算はできないということでございます。病院職員は一旦、市職員を退職し、退職手当の支給を受けることとなると考えておるところでございます。

しかしながら、約150名の病院職員が一度に退職となりますので、議員おっしゃるとおり、

その財源については、総合事務組合との調整が必要であると思っております。現在、整理による退職とした場合に、153名分で14億8,000万円の退職金になると試算をいたしておるところでございます。

この財源につきましては、さっき申しました、総合事務組合との調整も必要でございますけれども、退職手当債の借り入れ、これによって財源を充当しなければいけないと思っておるところでございます。

次に、累積欠損金の処理ということでございます。累積欠損金の処理につきましての御質問でございます。市民病院の23年度決算見込みでは、累積欠損金額は約23億円となっております。累積欠損金は現金支出を伴うものではございませんけれども、地方公営企業法では、欠損金の処理については、利益がある場合は、利益をもってその欠損金を埋めなければならないとなっております。

しかしながら、平成24年度から地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における資本制度が見直されておりまして、経営判断により議会の議決を経て、資本金の額を減少、減資させることができることになっております。具体的には、一定の手続を経て、壱岐市民病院の資本金、これは資本金と申しますのは、昭和40年から公立病院になっておりますけれども、現在まで4町の、当時は一部事務組合でございます、4町の企業債償還元金が資本金とみなすことができるということでございまして、この資本金が現在19億円でございます。

したがって、23億円のうち19億円は資本金で減資はできるということでございます。失礼しました。減額できると、圧縮できるということでございます。残る欠損金約4億円ということになるわけでございますけれども、現在、市民病院の土地につきましては、帳簿上の計上がなされておりません。未計上でございます。したがって、現在の市民病院敷地を鑑定評価いたしまして、その金額を帳簿に載せるということで、資本金の増が図られる。

また、かたばる病院、これは25年になるわけでございますけれども、あと1年あるわけでございますけれども、かたばる病院が市民病院になります。その部分の資産を市民病院に計上することもできます。したがって、現在の現段階で、何とか23億円をそういった資本金という形で相殺できるのじゃなからうかと思っております。議員御存じのように、もう限度でございます。これ以上延ばしますと、そういう手法もとれなくなるという状況にあると認識をいたしております。

また、経営状況につきましては、例えば企業団病院となることによりまして、そのかわり直ちに経営が安定するというものではございませんから、企業団に加入しましても、軌道に乗るまでは、ある程度の資本注入はやむを得ないのかなと考えておるところでございます。

次に、早急に明確な形で議会議決を求めるべきだと、今後のスケジュールはということでござ

います。行政報告の中で申し上げましたとおり、2月2日に長崎県知事にこのことを申し上げました。市山議長にも御同席いただいたところでございますが、知事からは、これまでの経過について、知事は十分御承知でございまして、その上で加入について支援することをお約束いただいたところでございます。

しかし、加入に当たっては、諸条件を整理する必要があるとございますので、早速2月24日、関係部署で構成する病院企業団加入事務調整会議を立ち上げまして、5月末を目途に、主な諸条件については整理する予定でございまして、その後、整理した諸条件をもって、構成団体へ事前協議を行うとともに、6月議会で議員の皆様へ状況について報告したいと考えております。

議員御質問の早急に明確な形での議会議決を求めるべきという御意見につきましては、加入に際しましては、既に企業団を構成しております県及び5市1町すべての同意、議会議決でございませけれども、必要でございまして、企業団加入を実現するためには、慎重に事を進めていかなければならない問題でございまして、まだ構成団体との事前協議も行っていない中で、吉岐市が議決をするということは、少し時期尚早ではなからうかと思っております。

通常、議会の議決は、すべての事務的整理や構成団体の内諾が終了した後、事務的手続の一環として、同時期の、同じ時期の議会ですべての関係地方公共団体が提案するというのが通例でございまして、現在のところ、そういった意味で明確な形での議会議決の時期については、申し上げる段階でないと思っております。

ただ加入時期につきましても、構成団体の判断によるところが大きいわけでございますけれども、先ほど申しますように、とにかく早く加入したいという気持ちがございまして、そういった気持ちはございませけれども、加入、議会議決の時期につきましては控えさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 市長、まず第1点目のキャッシュフローについて、資金が、極端な話、キャッシュがなくなった場合、どういうふうにもまず手だてをされるのかどうか、それをちょっとお尋ねします。

それから、今、病院長には承諾をもらって、今、第2点目ですね。医師や職員については、組合の執行部に説明、職員の身分とか給与の見直し等も含めて、組合の執行部と交渉されとるといふことですが、組合がノーと言った場合は、どうされるんですか。その点、第2点目、教えてもらいたいと思います。

3番目の退職手当は、退職手当債は、これは大村市民病院も同じようにやっていますから、退職手当債の発行は、そんなに難しくないと思っておりますから、どっちにしる勤続年数を今まで引き続

いて、要するに雇用はできないと。一旦、職員については退職扱いになると、その時点で退職、要するに国立病院から市民病院に移った職員が、同じようなところで退職金支払ってやったと同じような形になるということで理解しております。

最後の累積欠損金については、これもおおむね処理の仕方については理解しました。

5番目については、議会議決は種々の事務手続が終了後、正直な話、ある程度、下話がきちんと終わった段階で、壱岐市議会のほうにも出すと。5月末をめどに、事務手続を、内部的な事務手続の部分については完了しておきたいと。6月議会でそれが説明できるようにしておきたいということで理解しておきます。

加入時期について、あと市長、もう一つ確かめておきたいんですが、例えばあと、今3月なんで、大体ある程度のスケジュール的なものを、多分病院部長や課長レベルでも、ずっと手続的なもの、委員会も立ち上げられとるとということなんで、その分についての手続は、ずっと進められとると思うんですが、大体、例えば1年後とか、そういったところが加入の時期に大体なる。私はあと1年後ぐらいになるだろうと、今のうち事務手続を進めていけばですね。そういうふうに思ってますが、それでいいのかどうか、以上の点だけ。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の2番目の質問でございますけれども、資金ショート、大変心配をいたしております。したがって、まず24年度予算にあります繰出金を早く、まず市民病院のほうに移すということでございまして、それでも今の見通しでは、11月ぐらいには資金ショートするんじゃないかという不安がございます。ただ資金ショートが起こったからやめよということになりません。それ以前に厚生常任委員会等に御相談もいたしたいと、知恵をおかりしたいと思っておるところでございます。

それから2番目に、組合がノーと言った場合、どうするのかということでございます。これにつきましては、壱岐の将来の医療をどうするかという重大なことでございます。私は、前々申しますように、長崎県病院企業団に入る以外は手はないと、私は思っておる次第でございまして、私はそのことを職員に強く訴えまして、御理解を求める覚悟でございます。それでもノーと言えどどうするかということでございますならば、それは私の一つの大きな政治判断になると思っておるところでございます。

それから、加入時期でございますけれども、今議員がおっしゃった方向で私も考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） わかりました。資金ショートについては、市長が心配されておるとおり、私も非常に心配しております。できるだけ早く、これについては議会なり委員会なりに相談していただきたいと思います。

2番目の組合がノーと言った場合というのは、実はなぜ僕は心配してるかということ、過去にこういうのがいつの間にか外部に漏れて、私も市民団体の人に呼び出されたこともありますけど、こういう手法を職員にはとってもらいたくないんですよ。ぜひこの件については意思統一をしとってもらいたい。正直言って、前近藤委員長のときには、病院職員内の組合か何かの名前で、近藤委員長のところに手紙が来たりとか、私も見せてもらいましたけど、そのときには近藤委員長、2人で組合のところに行きましょうやちゆうてから言うたこともあるとです。だから、ぜひこれについては、橋下さんみたいなことをせるとは言いませんけども、これについては絶対にぶれないという明確な決意を、ぜひ職員に対しても出してもらいたいと思います。

市長、頭が痛いかもしれませんが、僕はあえて苦言を呈しておきますけれども、この間の病院改革については、長さんの改革委員会の立ち上げから、市長も気負いもあったと思いますけれども、ずっと市民の目から見たら、非常に病院については、市長の方向がぶれていったんじゃないかと。それが結局職員のほうにも伝わって、今こげんして言いよらすけれども、正直言って、これもまたわからんと。これは僕はですね、病院企業団、市長が最後に打ち出せる方向性だろうと思ってます。だから、ぜひこれについては、市長、僕は壱岐市の行政改革の一番の目玉は、僕はこれだと思っているんですよ。病院改革はこれがきちんとできるかどうかですね。

西海市の田中市長のあれじゃないですけども、西海市は全部、西海市立の特養から老人ホームから病院から、全部福医会に民間委託して、この前、新聞載ってましたけど、本当に立派な病院つくってます。最終的には、市民にとって、それが一番いいんだという、西海市の田中さんも、物すごい批判も受けられたかもしれませんが、今となっては、非常に市民の医療にとっては、あの形が一番多分よかったんだと思います。

壱岐市と西海市は状況も違いますから、西海の場合は、本当小さな、大島の小さな病院しか持ってなかったけど、壱岐市の場合は立派な市民病院があるわけですから、それについて状況は違いますけれども、ぜひこの件については不退転の決意でやってもらいたいと思います。

職員については、分限免職という規定もあるんですね。僕は本当言ったら分限免職を、橋下さんはかなり分限免職については、非常に柔軟な考え方は持っておられますけれども、これは最高裁の司法判断もありますんで、そう簡単に適用できると思いませんけども、この件については不退転の決意でやってもらいたいと思います。時間がありませんので、私の場合、いつも。

2番目の特養についての建設場所の決定、これについてお尋ねします。最初、鯨伏地区の今の特養のすぐ横の埋立地のところに建設すると、100床、今の市立特養ですね。ショートステイ

20床の120を建設すると。今回24年の3カ年の介護保険計画施設整備検討委員会の中で、プラス待機者の解消も含めて60床を増床という形で、言うときますけど、長崎県で唯一、特養の増床について、自治体について認められたのは、長崎県で壱岐市だけです、特養の増床を認められたのは。これをまずやるというふうに、最初決められたんですが、3・11のあの津波を見たら、これは正直言って、だれだって、僕でも、おいおい、こんなとこ大丈夫かと、正直言って思いました。

それから長崎大学のほうの、先生の名前、忘れちゃけども、鑑定いただいて、津波の心配は全くないと。ただし、液状化のおそれがあるんで、もう一回検討を見直したほうがいいというふうな答申でありました。私は、液状化については、あとは問題なのは液状化だけなんですね。津波の心配しよったら、壱州じゅう、それこそ20メートル、30メートルの津波が来たら、壱州じゅうの漁業集落から何から、ほとんど壊滅的打撃を受けます。津波の心配はないということなんで、あとは液状化対策だけすればいいわけですよ。

今は液状化についての工法は、液状化というのは、もちろん土の中に層として砂がまじることによって起こるのが液状化なんですけど、これについては既に液状化しないための改善、土の中にくいを打ち込むとかコンクリートを打ち込むとか、私も別に建築業者じゃないんで、それはよく知りませんが、そういった方法が安価にできると聞いております。

なぜ、特養は、市長も何回も行かれたと思いますが、なぜあそこを建てかえにやいかんかというのは、前もこの厚生委員会でも、過去6年間、市に対して、早急に建てかえるべきだと、あそこは今の状況を見とったら、あそこは人間がつかないの住みかとして、あそこで死を迎える方がほとんどです。あんなとこに、ああいう劣悪な状況の中に、そういった人を置いとくのはよくないということで、ずっとこの間、厚生委員会のほうからも、ずっと市に対して申し入れしてきました。

市長になってから、決断していただいたわけで、やっと前向きに進み出したなと私も思ったんですが、例の震災の後の市長判断ということで、もう一回、白紙から見直すということになったわけですが、僕は液状化の問題だけであれば、工法によって十分解消できると。あそこが危ないとなったら、よく考えたら、老人ホームから、老健から、あの周囲全部あるわけですから、それこそ老人ホームだけ移行したって、老人ホームだってあるわけですから、それは液状化については解決できる工法を見つけて、しかもあそこは設計済んでます。僕は非常にすばらしい設計だと思ってますけど、ぜひ現在、当初計画された鯨伏地区のところに、もう一回、ある程度かさ上げして、液状化が起こらない工法で地盤改良して、もう一度あそこに決定したほうがよくないかと。

これは前回ですか、前々回ですか、榊原伸議員も予算委員会の質疑の中で、設計料として二千数百万円、2,200万円だったか、それを出してるんだから、その設計を生かすような形で、もう一回ゼロから始めたら、もう一回、さらに設計費がかかるとなったら、これまた大変やから、

もう一回、今のあの設計、僕もすばらしいと思うんで、ぜひああいう形でつくりたいかと思っております。これについて市長の答弁求めます。

2番目は、特養と同じように、実は老人ホームについても、非常に待機者が多いと聞いております。余り特養ばかり問題になりますけど、老人ホームも非常に待機者が多いというふうに聞いたんですが、今どのくらいの数が、老人ホームについても待機者としてあるのかどうか、この点についてもお答え願いたいと思います。

以上、2点。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の2点目の特養についての建設場所についての御質問でございます。

昨年2月には、新特養ホーム設計書が完成しておりましたので、23年度において建設に向けて準備を進めておったところでございます。そこで3・11の大災害が起こりました。おっしゃるように、私は津波、そして液状化、それが心配でございまして、長崎大学の高橋教授、この方は災害についての県内の第一人者でございます、お聞きをいたしました。そのときに津波は60センチ、最大60センチだということをお聞きいたしました。防災計画でも、今回、長崎県の防災計画でも、津波というのは壱岐には数十センチしか来ないということでございますから、この数字は十分に説得力があるものだと思っております。

そこで、次に液状化、これが心配なんだということが強くおっしゃられたわけでございます。そこで私は、高橋教授の御意見をお聞きいたしまして、専門家でございますから、見直したいということを申し上げたところでございます。あわせまして、その時期、ちょうど、今年2月に答申が出ましたように、平成23年度につきましては第5期の壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が作成中ございましたから、その答申が出てから、総合的な高齢者福祉、介護サービス等のことも含めて、この計画は実行できるかなと思っております、実はその中止を御提案した、その時点で今とまっております状況でございます。

現設計は、おっしゃるように、私はあの不整形の土地に町並みをつくるという斬新なアイデアで、すばらしい設計だと思っております。ですから、でき得ることならばという気がしておりますが、その前に、今度の介護福祉計画の素案の中で、特養ホームについては60床増床して、160床から220床に、そしてグループホームにつきましては、ワンユニット9床を増床いたしまして、18床という計画がなされたわけでございます。

議員おっしゃいますように、当初予定地に建設したらいいのではという御意見でございます。私は、その考えを排斥するものではございません。先ほど申しましたように、すばらしい設計で

ございます。私は、その安全が確認されまして、先ほど申します液状化、実は床面積が4,391平米でございます。敷地面積は9,509平米でございます。当然のことながら、床面積だけを液状化対策してもだめだということでございますし、敷地面積全部をやるのかという、そんな議論もでございます。

その中で、その費用はどのぐらいかかるのかということは、大きなポイントになるかと思っておりますが、ここには既にボーリング調査もいたしておりますし、地質はわかっております。したがって、概算の液状化の防止は、設計はできるんじゃないかと思っております。したがって、その液状化対策の費用、そういったものを出しまして、またこれにつきましても、議会と相談をさせていただきたいと思っております。これは急いでやります。

それから、2点目の養護ホームの待機者の数でございます。この数でございますけども、合併当初の平成16年3月末には43名でございました。現時点では、平成24年2月末、155名の待機者がいらっしゃいます。実は養護ホームに要介護3以上の方が31名おられます。養護ホームは、御存じのように、80床であったものを平成15年に30床増床いたしまして、現在110床でございます。そこで31名の要介護3以上の方がおられまして、この方々は本来なら特養ホームあるいは他の養護施設に、特養ホームに行かれることが望ましいわけでございますけど、受け皿となるべき施設がございません。そのことが一つの待機者の増となっている要因だとも考えておるところでございます。

御参考までに、現在110床の養護ホームでございますけども、111名になりますと常勤医師が要するというところでございまして、現在の時点での増設というのは非常に難しいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 時間が本当になくなって、老人ホームの待機者が155名ちゅう数字にも、私はびっくりしたんですが、それよりさらにびっくりしたのは、要介護3が31名、私も母親を9年間面倒見てきよりましたけど、ほとんど寝たきりになっても要介護3とか2とかを行ったり来たりするような状況で、要介護3ちゅうたら、ほぼ寝たきりに近いというような状況です。

本来、さっきも市長が言われたように、本来特養に移すべき人たちですよ。今度だから60、最低限今度一応60、できたらこれは市長は民間のほうの力をかりてということでおっしゃいましたんで、民間のほうに私もできるだけ任せる方向で、特養は、熊本の、私、厚生委員会でこの前行った、熊本の菊香園というところは、これ非常に個室、ワンユニットで非常に立派な施設つくってるんですよ。ここ僕は全ユニットなんで、すごい立派なんで、特別料金か何かととる

のかと思ったら、すべて介護保険料の中でやってるということなんで、ということは別に壱岐市がやろうが、民間がやろうが、介護保険料の中でやれるんだったら、利用者負担は一緒なんですよ。僕はぜひこれについては、実は6月に小金丸益明議員が老人ホームと特養について、経営形態まで含めて質問したいと、昨日熱く語ってくれましたんで、6月に小金丸議員が質問してくれます。

時間がまたないんで、実は国保について、私から一つだけ提案があるんですよ。さっき言った元気な老人をつくるために、私もどうしたらいいとかって実は考えたんです。それは体操するのもいいやろうし、特に老人の場合は転倒したら、そのまま寝たきりになるちゅうケースが多いから、骨折の予防をすとか何とかいうのも非常に大切だと思うんですが、僕は一遍に全島的にわっと、昨日、呼子さんに聞いたら、壱岐市も耕作放棄地がいっぱいあるんだと、水田も畑も含めて。しかも、それがどんどん増えてきとるということなんで、漁師は実は非常に今、一番心配なのは、生活が非常に苦しくて、この人たちにもし一方で耕作放棄地がありながら、壱岐市は片一方は漁業集落なんか米買うのにも苦労しとるような状況なんですよ。要するに半農半漁みたいな生活が送れたら、これはある程度収入が減っても、生活の心配はないとですよ。

僕はだから老人も耕作放棄地を市が借り上げて、買って、売ってくれる人はそげんおらんと思えますけど、1年の半分ぐらいはお年寄りの人たちに田んぼを貸して、とれた米で自分とこの家の賄う半分ぐらいの米をその人たちにやったら、これは漁業集落、漁師の人たちは、一遍に全島的に何でもこうやってわっとやると、大体失敗するんで、最初はモデルケースで、例えば社協を利用して、社協に来てる人たちに水田つくってもらって、とれた米を、一升とか何か、そんなことじゃなくても、1年間、働いた日数に応じて、一斗ぐらいお年寄りの人たちにやるとかです。

僕は昔は、今みたいにこんな寝たきりとか何とか、私が小さいころは、こんなに正直言っておられなかったと思うんですよ。それはやっぱり、みんな元気で何だかんだと言っても、一生懸命働きよったからだ。これも僕はモデルケースで、耕作放棄地があるんだったら、市が買って、社協とか何とかを中心にして、漁村のお年寄りの人たちにこれをある程度、数人単位でやったら、これこそこういうのが、人間楽しくないと、あるいは利益がないと長続きしないんですよ。幾ら体操とか何とか言うたって、そげんとは余り僕も正直言って、利益が出らんような政策を幾らやっても、余り長続きはしないと、正直言っておるんですが、ぜひモデルケースを一つやって、それが成功したら、どんどん広げていくというような形で、お年寄りも農作業で働くとか、そういうのが、そして家の家計の助けになるし、1年間分ぐらいの家族が食える飯ぐらいは、お年寄りが働いて、そこでやってくれたら、元気なお年寄りが増えるんじゃないかと思えますけど、時間、市長、オーバーしてますけど、一言だけ。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ユニークな御提案だと思います。いろんな考えがあると思いますので、元気老人の、老人を元気に、高齢者を元気にしていくという方法は、今の議員の御提案も含めて、いろいろ考えてみたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（7番 町田 正一君） 終わります。ありがとうございました。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 深見 義輝君） それでは、通告書に従いまして、今回は市長には休んでいただきまして、須藤教育長に対し、学校教育関係、大きく2点について一般質問したいと思いますので、教育長の率直なお考えをお伺いいたします。

まず1点目ですが、安全安心な教育環境づくりについてお伺いいたします。

国は、教育基本法の中で、国民は保護する子供に対し、9年間の普通教育を受けさせる義務が定められています。そのことに基づき、吉崎市においても、学校環境を整えることによって、小学校、中学校の9年間の義務教育課程において、すべての児童生徒が安心して通学して就学することができるようにするために、安全・安心な教育環境をつくることが必要不可欠だと私自身も考えております。そのことに関して、以下のような問題があると思われまますのでお伺いいたします。

まず1点目は、学校における危機管理に対するマニュアルについてです。既に本市にかかわらず、教育現場において発生したさまざまな諸問題に対し、常に検討され、再編されていると思います。そのことで各学校とも事故の再発防止、そして事前の防御策が図られているものだと考えます。

さて、昨年3月11日に多くの犠牲と災害をもたらした東日本大震災から早くも1年が過ぎよ

うとしてます。被災地では、ようやく復興に向けた兆しが見えつつありますが、防災に強いまちづくりはこれからだと思います。被害に遭われた方々に対して、早い復興を期待するものであります。

さて、その折、さまざまな報道機関の情報において、被災地での被害規模が予想もつかないことがわかりました。そのような多くの被害の中で、学校施設はもとより、児童や生徒、教職員まで犠牲者が出るなど、想定外の天災とはいえ、私を初め子供を持つ多くの親としては、はかり知れない悲しみを感じられたのではないのでしょうか。

どうかして未然に防ぐことができなかつたのか。被害を最小限に抑えることはできなかったのか。現在、いろいろな方面から検証されつつあり、その対策も検討されているものと思います。

今回の災害を一つの教訓とし、再びこのような悲劇を繰り返さないためにも、壱岐市においても、同じような災害が発生することを想定して、既に防災を含めた形で、学校における危機管理マニュアルを作成してあると思いますが、今現在、どのような現状であるかお伺いいたします。また、そのことをもとにして、学校現場において、どのような形で実質的に取り組まれているかお伺いいたします。

次に、児童生徒が安心して就学することができる学習生活環境をつくる必要があると考えております。今日、教育現場には、さまざまな問題があると考えられます。社会的変化に従い、多くの情報が行き交う中に、これまでに増して、教育現場においては課題が多様化していると考えられます。

学校は、保護者を初め地域の方々の支援と協力がなければならないということは、私が言うまでもなく、教育長も理解されていると思います。そのためには、互いに一方的に情報を発信しただけでは、理解していくことは難しいと考えます。このことにより、教育現場に対する不信感が生まれてくるのではと感じられます。

また、中学校においては、統廃合に従い、通学はスクールバスで登下校するようになり、地域の方々から生徒の存在すら薄くなったとお話を聞きます。今後、学校において、どのようにしたら児童生徒が安心して学ぶことができるか、教育環境において何が必要か、教育現場における多様化する問題は、どのようなものがあるのか。また、そのことに対して教育委員会が軸となり、学校、保護者、地域との共有した対処について、どのように対応されているかお伺いいたします。

もう一つは、児童生徒が何らかの理由で長期的に欠席する、いわば全国的に問題化されている不登校についてお伺いいたします。

この問題は、原因となる要素が幅広く、発生の原因がわかりにくいために、対応の度合いによっては、長期化するおそれがあると聞いてます。そのために、なかなか解決に至らなく、一旦は登校することになるが、再発することも予測されると聞いてます。

市内の小中学校においても、このような問題で悩んでいる保護者の家庭があると伺えますが、市内の状況はいかがでしょうか。また、問題を抱えた児童生徒が少しでも登校できるような環境づくりに、教育委員会、学校ではどのように対応されているのかお伺いいたします。

以上、3点は、児童生徒が安心して就学するために必要なことであると考えられます。そのためには、教育者として適切かつ迅速な対応をすることこそが必要であり、そのことにより未然に防ぐことが大事であり、安全安心な教育環境が構築されたいと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。御答弁次第では、再度お伺いいたします。

議長（市山 繁君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 6番、深見義輝議員にお答えをいたします。

大きく3つの御質問であったと思っております。防災マニュアル、教育現場における多様化の問題、そして不登校の現状でございます。

まず、防災マニュアルの件につきましてお答えをいたします。

東日本大震災後における防災マニュアルの作成というものは、市内の全小中学校で行われております。年度当初に作成をまずいたしまして、それから長崎県教育庁の義務教育課が作成をいたしました「学校における安全管理の手引 - 児童等の大切な命を守るために - 」をもとにいたしまして、各学校でマニュアルの見直し等を行っております。

現場の主な取り組みといたしましては、市内の全小中学校、学期ごとの避難訓練を実施をいたしております。また、年間最低1回は、避難訓練のときに地震、津波対策の訓練を取り入れておるところでございます。各学校でつくっておりますマニュアルは、1年ごとに更新をするという方向でいっております。

次に、教育現場における多様化する問題についてでございますが、議員御指摘のとおり、教育現場における問題というのは、大変複雑多様化をいたしております。子供たちを取り巻く環境が、物的にも人的にも多様化をいたしております。さまざまな価値観が存在をするということが、その背景になっているのではないかと考えております。

問題の対処に当たりましては、一人の教師の力で解決できることではございません。学校内での教師間の連携を基本といたしまして、保護者や地域、学校の協力体制のもとで、それぞれのケースにつきまして、対応をいたしております。より豊かな人間関係を築いて、子供たちを守ろうというのが基本的な姿勢でございます。

学校、保護者、地域の協力体制の仕組みといたしまして、現在は市内のすべての学校において、PTAに加えまして、学校支援会議が組織をされております。学校の目標達成や課題の解決に向けた特色ある取り組みが、学校支援会議で推進をされておるところでございます。

市の教育委員会といたしましても、校長研修会、また教頭研修会を初めといたします各種研修会や学校訪問指導を通しまして、学校現場全員がその問題を意識するという組織的な取り組みについての指導をいたしております。保護者や地域からの相談や苦情の対応につきましては、特定のマニュアルは配布いたしておりません。それぞれのケース、千差万別ございますので、一定のマニュアルというのは非常につくりにくいものでございます。それで案件が起こりますと、まず学校側の適切な接遇、いわゆる言葉遣いとか態度とか、それとか教育的配慮に裏打ちをされた責任ある対応について、市内の各学校の共通理解といたしまして、年度当初に校長から職員に向けて懇切な指導がなされておるところでございます。

また、教育にかかわります相談に関しましては、壱岐市が設置をしております、いわゆるアイネット、壱岐市の不登校相談ネットワークというものがございます。県が開設をしておりますいじめ相談ホットライン、親子ホットラインがあります。また、県教委が独自に巡回相談も年間、数回実施をしておるところでございます、その周知と活用方を呼びかけておるところでございます。

さらに、保護者等の学校への要望等は、直接しにくい面もございますので、そういうことにつきましては、学校評価の無記名アンケートなどに無記名で記入をしていただきまして、情報を集めておる方法も採用をいたしております。

それと3番目の不登校の件でございますが、市内の小中学校にも、不登校状況にある児童生徒がおります。このことにつきましては、市の教育委員会では、各学期末に不登校に関する報告を集中的に受けます。その学期末にならなければ情報が入ってこないということではございません。その都度、報告を受けておりますが、不登校になった主な理由、不登校が続いている、継続している理由、学校の対応状況等の情報を収集、把握をいたしまして、学校や関係機関と連携をとりながら、その解消に向けて対応をしているところであります。

不登校児童生徒の状況についてでございますが、現在、各学校から報告を受けております不登校の児童生徒は、昨年度と比べると大きな変化はございません。また、1学期と2学期を比べても大きな変化はございません。不登校となった理由は、その児童生徒によってさまざまでございますけれども、いじめ、いじめを除く友人関係をめぐる問題、部活動での不適應等が挙げられると思っております。

次に、不登校児童生徒の対応についてでございますが、まず不登校にならないように、日常の学習指導、生徒指導を充実いたしております。しかし、万一不登校になった場合には、学校では全職員による支援体制づくりを行います。そして、家庭訪問等による家庭との連携、そしてこれは一つの方法なんです、教室にどうしても行きたくないという児童生徒がおります。そういうケースの場合は、保健室等への別室登校というのを採用をさせていただいております。

また、県の事業でスクールカウンセラー事業というのがございまして、中学校には郷ノ浦、勝本、芦辺の各中学校には、定期的にスクールカウンセラーが参りますので、そのときにカウンセリングをやっております。また、心の教室相談員によります相談対応などの機会もあります。その児童生徒と保護者に対する支援を学校全体で行ってあるというのが、吉岐市の現状でございます。

担任の1人の先生には、絶対に全部の問題の解決をゆだねないということです。担任1人というのは、いろいろのまた別の仕事等がございますので、担任1人に任さずに、学校全体でということが基本的なスタンスでございます。

市の教育委員会では、学校や保護者からの相談がありますので、その対応といたしまして、関係機関との連携や、本人や保護者の了承を受けた上で、関係機関の紹介等をさせていただいております。また、電話相談のケースも随分市の教育委員会にありますので、それにはすべて対応をさせていただいております。

さらに、県の教育委員会によりますスクールカウンセラー派遣事業、また県教育センターの巡回教育相談等々がございますので、それらを活用いたしまして、専門的な意見を求めることもございます。

ですから、該当の児童生徒、保護者の方の心情は痛いほどわかります。我々教育関係者としたしましては、情報の守秘義務は100%確実に守ってきておりますので、保護者の方がお1人で悩まれることが多々あるかと思えますけれども、学校、教育委員会を信頼いただきまして、御一報をまずいただければと思っておる次第でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 今回、私がなぜこういった学校の、安全安心な学校ということで質問することになった経緯ですけども、ある教育雑誌の中でたまたま読んでたら、先ほどもかなり言いましたけど、3・11から学校のあり方について、非常に変わりつつあるわけですよ。特に、将来を担う子供たちを失うということは、日本の財産にもかなり大きく影響しますし、その中で安全教育とは命の教育であると書かれております。このことが子供たちを育てるために必要性があるなと思ったものですから、吉岐における実情の中で、子供たちを含めて保護者が本当に学校に安心して通学させられるという、そういった気持ちになれるようになれば、いろんな問題も解決していくのではなからうかと思っております。

その中であって、ただプログラムされた安全教育を実践していただくだけでは、なかなかそれが解決につながらない。正直、先ほど教育長が防災マニュアルを作成し、そして年に1回はちゃんと、恐らく新年度、新任の先生が赴任してこられれば、意思の統一は図られておると思いますし、子

供たちの定期的な防災の訓練はされていると思いますが、ただそれが義務的になってしまうと、本当に子供たちの心の中に、その必要性ということが植えつけていかれないような気がするんですね。だから、本来なら学校が率先してやるんじゃないかと、子供たちから、自分たちからそういった気持ちが出るような形をつくっていくのが、基本の教育じゃなからうかと思えますけども、そのことに対して教育長、何かございましたら。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 子供たちの自主的な動きといいますのは、その子供たちの年齢に応じた動きがあるかと思えますので、まず学校現場といたしまして、定期的な避難訓練、安全教育への企て等々をまずやるべきだと思っております。

東北の今回の大震災で、「釜石の奇跡」という新聞報道がございました。これは小学校と中学校がいつも避難訓練を一緒にしてるケースでございました。マニュアルに決められたある地点まで避難をするんですけども、中学生がここよりもあそこに行こうということで、また1次避難した所よりも高い場所を指示しまして、それが全員に受け入れられて2次避難をするわけですね。それで1人も犠牲者が出なかったという新聞報道がございましたので、議員が言われますように、形式化したマニュアルではなくて、その場その場に応じた判断を植えつけるような教育が学校現場では必要だと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 教育長もちゃんとその辺は理解されてると私も思っております。どうしても義務的になり過ぎると、それを処理すれば終わるといふ、そういう感覚、私たちもそういう心の中に持っているところもありますが、それでは本当の、先ほどから言う、命の教育にはならないと思います。子供たちが、今教育長が新聞で言われたことは、私も見ました。それは日ごろの鍛錬がそこに出てくるものだと思いますので、そういったものを深く子供たちに教えていくことこそが、真の教育じゃなからうかと思っておりますので、今以上の、まずは教育委員会が学校にそういったことを伝えていくことが先だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その中で、一つですけども、昨日の一般質問の同僚議員の質問にありましたように、県における防災計画の見直しが本年度ありますし、それによって壱岐市の防災計画も今後見直されてくると思います。原子力、玄海原発が身近にありまして、昨日も話にあっておりますので、その被害による防災計画が今後作成されていくと思いますが、学校においては、今後どのような形で防災計画の中に、危機管理マニュアルの中に組み込まれているのか、もう一回お聞きいたします。

それと2点目ですけども、保護者を初め地域に学校の情報を少しでも流すことが一番だと思っ

てます。なかなか、生徒がおる保護者にはわかりますけども、地域には流れてこない。特に中学校も合併し、先ほども言いますように、スクールバスで通うことになる、非常に子供たちの流れというのが地域もわからなくなって、この前、地元の小学校のお声がかかりで、支援会議のほうに地域の1人として出てもらえないだろうかということで、私も出席しました。その中にあったとは、今まで健全育成会が各地域に組織としてありました。中学校が合併した後、小学校と中学校の関連した地域のそういった健全育成組織がどのようになっておるかかわからないという意見が若干出ておりました。正直、地域を守る者として、子供たちがわからなくなれば非常に寂しい思いもしますから、その辺の新年度からどういう体制で行われているか、再度お聞きしたいと思っております。

それと長期欠席者の不登校についてですけども、そういった事態が発生すれば、学校また教育委員会にしても処理はされているとは思いますが。ただ正直言って、浅いうちは親もなかなか見つけにくい状況にあるわけですよ。正直、長期休み、夏休み、春休み、夏休み、冬休み、後にどうしても学校に行きたくないという子供の心境の中で、体調が悪いといえ、親としては休んでもいいんじゃないかという気持ちになります。それが1日、2日休んでも、そして次に行っても、また次の、1日行けば、またもう一回、何か帳じりが悪いということで、そういった中でそれが実質で不登校か不登校でないかというのは、非常に見分けづらいところがあると思っておりますけども、その辺をいかに見つけ出していくかということで、学校サイド、教育委員会として、どのような形でそこを見つけていくかということ、今後どのようにされていくか、もう一度お聞きいたします。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 深見議員にお答えをいたします。

まず4つほどあったと思います。まず最初に、今後の防災の学校現場での取り組みということでございますが、これは県の教育長の義務教育課から、その手の防災マニュアルの改正等々がその都度送られてまいりますので、まずそれを活用いたしまして、各校の防災マニュアルの修正を行います。それと市の防災計画等々もございまして、当然のごとく市の指導を受けて、学校現場に反映をさせたいと思っております。

2番目の学校の情報が地域へ伝わりにくいということでございます。保護者の方々には、学校から出す校長だよりとか学校だよりが、それぞれ手渡されております。この校長だより、学校だよりを地域の回覧板の中に挿入をさせていただきまして、地区の皆さんに情報をお知らせするという手法は、今採用をさせていただいておりますけれども、市全体となりますと、議員が心配されるように、情報的には少し偏りが出てくるものであろうかと今反省をいたしております。

それと各学校の支援会議、そして健全育成会の組織等につきましては、過日、議会の方々からの御指導をいただいております。ただいま社会教育課を中心に、その具体的な方向といえますか、検討をただいまいたしておるところでございます。

それと不登校につきましての問題でございますが、不登校の児童生徒の一番最初の情報のキャッチ者は、担任の先生であります。担任の先生に該当の発生の事案が起こりそうだなということは、これは教育者の感覚で極めてキャッチしやすい、日常生活が展開されますので、まず学級経営の徹底を図りまして、先ほども申し上げましたけれども、担任1人がその子のことに対して、すべての責任を負うということではなくて、まず学年主任、教頭、校長というぐあいに情報を開示をしまいいりまして、全体的な動きとしての不登校が1人でも減るような、初期的な動きを今後も続けていきたいと思っております。それにつきまして、市の教育委員会が学校を支えることは当然でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 防災マニュアルについては、今後、市のほうの地域防災計画に基づいて、学校のほうも作成されていくと思いますので、不登校ですけれども、高校では不登校というのは非常に目に見えてこないわけですね。正直な話、高校は義務教育課程じゃございませんので、もしもそういう心情になれば、自主的に退学されるか、学校である程度処理されるかということで、非常に見えにくいことはあるとすけれども、小学校、中学校、9年間の過程の中で、一つのそういったピリオドを心の中で持つと、どうしても将来的に何らかの形でまた再度出てくるという可能性も、ありにしもないと思います。ですから、そういった子供たちを少しでも早く見つけて対応していく、それは学校における命の教育として、今後行っていただきたいと考えております。

現状的に、先ほど教育長は不登校の数は増えてないと言われましたが、実質学校、教育委員会が考えている以上に、心の心配を持っている子は多いと思います。ただそれが不登校として、まだ現実的にあがっていないのではなかろうかと私自身思ってます。私の知っている方も、若干心配されている保護者もおられますから、親としてはなかなか不登校ということを認めたくない気持ちの方が非常に強いと思いますので、なるべく早く子供たちの心を開かせて、引き上げていただきたいと思っておりますので、その辺はよろしくお願いたします。

次に、2番目の質問ですけれども、今後の学校運営についてお伺いいたします。

中学校においては、本年度より統廃合により4校体制となり、1年が経過しようとしています。今後、その成果が明らかになっていくことですので、将来の中学校の運営については、その都度改善しながら、よりよい中学校運営ができると考えていますが、しかし、小学校においては現在、

合併前の学校数のままであるために、各学校の状況は非常にまちまちです。少子高齢化と島内における雇用の減少で、後継者不足となり、そのことがもろにあおりを受けることになり、年々児童の減少に歯どめがきかない状況ではなかろうかと考えております。

そういった中で、地域的要素もありますけども、各学校において児童数に格差が生じてきて、学校においては1学年10名を切るという学校が増えてきています。今後さらに、たしか2学年重なる、2学年で15名になると複式学級ということになると思いますが、そういった学校が増えてくる中で、児童の学習面に対しての是非というのが、なかなか私もわかりづらいところがありますので、どのような影響をもたらすのか、その現状と今後の課題についてお伺いいたします。また、将来、小学校においては、このままの学校運営のあり方でいいのか、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 6番、深見義輝議員にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在、市内の学校で複式学級を有する小学校が10校ございます。これは分校2校を含めての10校でございます。平成24年度は児童数の変動がなければ、今年度と同様に学級数10でございます。その後もほぼ横ばい状況で推移をいたします。

複式学級は、基本的に二つの学年を1人の先生が指導することになります。単式学級とは違いまして、一つの学年だけに先生が指導する、1時間中ついて指導することができないという不便さはございます。各学校では、学習指導要領で定められました目標に沿いまして、体育や音楽、図工などの技能教科を2学年、一緒に学習できるように教育課程を工夫したり、先生が直接指導に当たれない時間につきましては、子供たち自身で主体的に学習を進める指導方法を工夫したりするというようなことで、複式指導の充実を図っておるところでございます。

議員が御心配をされております複式学級の学力のことでございますが、複式学級による子供たちの学力低下は見られません。むしろ主体的に学習する力や学年を超えて協力したり助け合ったりするという姿が目立っております。吉岐市の教育委員会といたしましては、県の支援を受けながら、複式学級を支援するための非常勤講師や教育支援のための非常勤講師を配置をしております。しかし、この非常勤講師もすべての複式学級を有する学校への配置は、だんだん厳しくなっておる状況でございます。今後も各学校の学校運営におきまして、より効果的な複式指導のあり方を研究していくことが重要となります。

また、市の教育委員会といたしましても、将来的にはだれでもが複式指導ができるという教員を育成することなどを考えておりますし、吉岐市につきましては、複式学級対策の県下でのいい先進地という評価を受けておるのが現状でございます。

それと、今後の小学校の体制をどのようにするのかということですが、中学校は適正な規模の4中学校に編制がえをさせていただきました。小学校と申しますのは、小学校1年生から小学校6年生という、制度的な年齢差が非常に中学校に比べると幅が広いという一つの問題がございます。またもう一つは、小学校はどうしても地域に非常にながちりと溶け込んでおりまして、地域のあらゆることの拠点になってきた歴史が非常に長いということがございます。

今年度、1年、私は中学校の統廃合の後の検証をして、小学校については慎重に考えたいという御答弁をさせていただいております。今回もその中学校の検証をして、小学校につきましては、慎重に考えたいというのが深見議員に対します回答でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） なかなか教育長が言われるように、保護者そして地域の方は、長所のほうに関しては理解が薄くて、短所のほうにばかりみんな目を向くわけですね。正直な話ですね。言われるように、僕も複式を調べてみたんですけども、率先して子供たちが勉強する学力はついてくるちゅうことで長所には載っています。ただ人とのかかわり合い、どうしても少ない関係上、人とのかかわりが非常に、そういった面が短所として出てくるということで載ってましたし、そういったことが、皆さん、短所のことしか心の中に残らないものですから、このままで学校はいいのだろうかということが、非常に今取りざたされております。

以前からもずっと小学校は、合併はしないのかちゅうお声が教育長のほうに来てると思いますが、事例で言って申しわけなかとですけども、箱崎小学校も正直な話、複式学級になりました。今年の幼稚園の入園生が1人になったそうです。地域に同級生はいるそうですけども、そういった実情になってきています。そのまま上がれば、恐らく学年で1人ということになります。それで本当に複式ができていけるのかというのは、非常に保護者を含め地域の不安材料になっております。

ですから、教育長も前回から言われますように、まずは中学校の統廃合を1年間検証してから検討に入るとのことですので、恐らく今年度から検討に入られるとは思いますが、これは幅広い中で、中学校、小学校のあり方ということを検討していかなければいけないのではなからうかと思っておりますので、最後にその辺だけお聞きして終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 小学校の現状というものは理解をいたしております。子供がすべてのこの島の基本でございます。その子供たちをいかに能力を引き出して、生活をさせるかということとは、教育委員会が課せられた一番大きな使命でございます。その使命等々、肝に銘じておりま

す。小学校、中学校の学校の体制につきましては、今後も教育委員会の第一の使命といたしまして、肝に銘じて執務を続けてまいり所存でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 子供を持つ親、そして地域としては、学校をなくすことは非常に寂しいものです。ただし、将来をつかさどる子供たちのことを考えると、何らかの対処はしていかなければならないと思っておりますので、市としてどのように今後、学校のあり方を考えるべきだろうかということで、もしも議長のお許しを得るなら市長に学校のあり方について、ちょっと答弁がいただければと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、小学校の統廃合についての質問でございます。私の考え方といたしましては、小学校は中学校と違いまして、私は地域の文化の拠点だと思っておるわけです。したがって、中学校のように、将来的には、それは今の中学校ぐらいに、4つぐらいにせにやいかん状況は生まれるかもしれませんが、私は当面は非常に文化の共通したところ、例えばここまで言っているかどうかわかりませんが、深見議員の出身の近くの小学校、そういったところは正直言って、昔から同じ村でございましたし、そういった中で共通した文化があると思っております。そういったところからいろいろ考えていきたいなと思っておるところです。今のところ、私は中学校のように、大きな統合というのは性急にすべきでないと思っておるところです。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（6番 深見 義輝君） 終わります。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） いよいよ白川市長の第1期目の任期の最後の議会であり、そして私が一般質問の最後であろうかと思えます。神が与えた舞台でありますので、感謝をしながら一般質問を申し上げたいと思えます。

まず第1点といたしまして、真の指導者とはどうあるべきかという視点で質問をいたします。

近年、非常に地方自治が混迷している中で、地方の市長の役割というのが非常にクローズアップされております。そうした視点において、指導者の果たす役割、責任というのはいかようにあるべきかという考え方に基づいて質問いたします。1から3まで一応項目は挙げておりますが、大局的な見地で結構でありますので、お答えをいただきたい。そして小さな4に関しては、具体的に今後の指針等を含めてお答えをいただければと考えております。

まず第1、指導者とはどうあるべきかという大局的な見地に立ったときに、まず第一に考え得ることは、総合力を有することではなからうかと考えております。総合力というのは、具体的に申し上げますと、大局を見通す力ということにならうかと思えます。

2点目に関しまして胆力、いわゆる精神の動揺をいさめて先を読み取る力、そうしたことになるかと思えます。

3点目には、人心掌握力が必要でなからうかと思えます。いわゆる組織に対するそうした視点、そして一人一人の能力を高めていく、そうした視点でとらえることが必要ではなからうかと感じております。

地方自治体の長というのは、市民の生命、財産を預かる、そして企業におきまして、社員の生活を預かる、そうした重責を担っておるというふうと考えております。

そうした視点で考えたときに、市長というのは、責任感も重責も担わねばならない。そして、時として苦肉の決断をせねばならない。そうした重責を背負っておるというふうと考えています。

私は、そうしたときに、昨今、今の世の中で国の政治を見ておりますときに、非常に情けない思いをしております。なぜかと申しますと、烏合の衆の集まりのように思えて仕方ありません。カラスががやがや騒ぐだけで、最終的に何をどうしようとするのかという確たる指針が見えない。非常にそうした点におきまして、市民、国民は非常に政治に対する不信感をあらわにしておるのではないかと思えます。

リーダーたるは大衆迎合性じゃなくて、マスコミがこう言っておるから、市民がこういうふうな世論で、世論調査の結果でこうしておるから、それに従って、ある一面ではそれを聞き入れることも必要かと思えます。しかし、指針を持って、戦略を持って、自分としての志、大義を持って立ち臨む、そうした強いリーダーの存在を私は今こそ必要であると考えます。

市長も、この4年間を振り返られて、いろんな政権公約を掲げて、なし得たこと、なし得なかったことはあろうかと思えます。しかし、そこにどういう視点で今日まで進めてきたのか。また

2期目を目指して、新たな出馬表明もされております。どういうふうな視点で今後、壱岐市を進めていこうと考えておられるのか、そこら辺の見解を明確にお答えをいただきたい、このように思っております。

そして、何をなすにおいても、ブレーンというのが必要であります。まず1番のブレーン、市長にとってブレーンというのは、横にいらっしゃる副市長ではなかろうかと思えます。夫婦の間でいうと、これは伴侶であろうと思えます。今日まで副市長の強い支えがあって、白川市長もこのように今日まで務めてこられたというふうに私は考えております。副市長、頭上げてください。自信を持っていいです。よく頑張ってくれましたから。それを支える、ここにおられる侍と申したら悪いですが、部長、課長級のチームワークがあってこそ、今日があるというふうに思っております。なお一層の努力は必要とは考えておりますが、まずエールを送りたいと考えております。

そして、まず今、壱岐市が直面している課題として、何があるかと申しますと、同僚議員、先ほど来、町田議員のほうから指摘がありました。急速な少子高齢化問題がございます。この問題を避けては通れません。我々市長だけの責任ではない。我々も選挙のたびに少子高齢化に対する雇用の場の創出というのを公約として挙げました。具体的に何をするのかというに至っていない。このことは非常に我々も含めて反省すべきことであろうかと考えております。

この問題が今後、長崎新聞の記事によりますと、2035年度の壱岐市の推計人口は1万6,200人ぐらいになるかというような予測を立てられております。ゆゆしきことであります。長崎県の各離島は、軒並み現時点より50%以上の人口減が予想されております。そうしますと高齢化率が非常に上がってまいります。そしてかつ生産人口というのが極度に減少いたします。いろんな社会保障の面、税の面、非常に地方にとってはゆゆしき事態が多いと思えます。

こうしたことをまず打破するには、どうせねばいけないかということ、まず総合的に市長の見解を賜りたいと思えます。その後にも私としても提案させていただきます。市長の答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えします。

先ほど申されましたように、今期の最後の一般質問でございます。お答えをいたしたいと思えます。

まず、指導者の責任、役割についてということでございます。先ほど総合力、胆力、人心掌握力という、これは私は指導者として必要とされる資質であると思っております。その資質があるかどうかは別にいたしまして、私は市長として、その責任、それは大目標として壱岐市の発展、

そして市民の幸せを願う、幸せを実現するというのが、私は大きな目標であると心に決めておるところでございます。

その戦略、戦術といたしまして、何があるかということでございますけれども、先ほど申されましたように、その実行組織であります市の職員、職員という、職員の壱岐市役所の組織をまとめるということが一番大事であると思っております。

2番目には、方針を明確にする、これはマニフェストに書いておったとおりでございます。そして次には、信頼関係を築くということが大事であると思っております。信頼関係を築くためには、約束をしたことを守ることが大事であると思っております。

これにつきましては、3つのお約束をしておりました。市民病院の改革、そして無駄遣いストップ、一般廃棄物処理施設の見直し、見直しといいますが、経費の圧縮、それにつきましては、私はある一定のお約束を果たし得たと思っております。そしてまた、何事にも屈しない精神力、これも当然必要でございます。そして、その目標達成のために、チャレンジ精神を常に持つということも大事だと思っております。知恵を絞り、制度をうまく使う、そういったことが大事であると思っております。

これは光ファイバーケーブル網の整備に例を挙げさせていただきたいと思っております。46億円の事業費のうち95%に当たる44億円を国から補助をいただいたということ、そういった制度をうまく使う、政治のプロに徹する、これが私が次に思っておる、今後も政治のプロに徹してまいりたいということでございます。

次に、もう一つ大きな壱岐市長としての任務があると思っております。それは危機管理でございます。危機管理というのは、行政の最大の責務だと思っておるわけでございます。昨年の東日本大震災、それからそれに伴います福島第一原発の事故の問題、そういったもろもろの災害、そしてまた平成17年3月には、壱岐地方を福岡西方沖地震が発生いたしまして、実に300年ぶりの震度5強の揺れを記録したわけでございます。それからまた21年7月には、1時間当たり100ミリを超える豪雨がございました。人命を失うという悲惨な被害でございました。

私は、これまで防災対策にも全力で取り組んでまいりましたけれども、消防団との連携を図った対応、そして資機材の整備等、有事の際の対応について全力で取り組んでまいりました。現在、壱岐市地域防災計画について、県の地域防災計画の全体に即しまして見直しを進めておるところでございます。これにつきましては、昨日申し上げましたけれども、壱岐市の30キロ圏内、UPZの範囲を超えて、島外への避難をも視野に入れなければならないと思っております。

それからもう一つ申し上げたい危機管理がございます。それは情報に対する危機管理でございます。今、壱岐市民病院、私はこれはいわゆる危機に陥っている。その中で壱岐市民病院を建て

直すために、九州大学に何度も足を運びました。その中で言われましたことは、壱岐の情報の報道のあり方が変わらない限り、壱岐に医師は派遣しないということを言われたわけでございます。このことは私は過去において、壱岐市の情報の管理が私は十分ではなかったんじゃないかと思っております。

ここに3月2日付の壱岐日々新聞がございます。ここに先日、議会にも御報告いたしましたトリマランの調査報告の記事が載っております。ここに市の債務保証は不要と判明と、大きく見出しがあります。私は、この記事をどうしても読解できません。なぜかと申しますと、この調査結果報告書に載っておりますけれども、この前段が削除、省略されております。実はこの前段に重要なことが報告されておるわけです。それは皆さん、御存じのとおりでございます。

それは毎月25日までに約束手形で現在の40億円計画であれば、年間3億7,000万円、月に3,100万円を払わなければいけない。そして、それについて、離島航路に就航する旅客船舶は、すべて地方自治体の壱岐の、壱岐市の支援確約書がなければ融資はできない。そういうふうに書かれておるわけです。それは省略をしてあるわけですね。

ここに支援確約書がございます。支援確約書です。共有船の使用料の支払いに支障を来す状況だった場合、またはそのおそれがある場合、いわゆる3,100万円を払えないといったときには、市、壱岐市でございます、壱岐市が当該共有船を用船すると、用船ですから、その船を壱岐市が雇う。雇い料を払う。そういう使用料の支払いに支障を来さない有効な手段を講じると書いてあるわけです。これを私は、こういう事実を報告をしない。

私は、先ほど申します、壱岐市民病院に医師が来なくなったことで、壱岐の医療、壱岐の島民の方々に、どれだけの損害を与えておりますか。私は許せないわけでございます。今後の正しい情報、これを私は市民の皆さんにお伝えしたい。これは行政の長として、指導者として、大きな責任であると思っております。

それから次にまいります。人を見る目、組織の力、女房役と二役ということでございますけれども、先ほど申されましたように、女房役である副市長には、本当に力強い女房役をしていただいております。そして、職員の皆さんにも本当に市政の遂行について、力いっぱいやっていただいております。

山本五十六司令長官の言葉がございます。「やって見せ、言って聞かせて、させてみせ、褒めてやらねば、人は動かじ」、そして加えて、「話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず」、この名言がございます。私は山本五十六司令長官のつめのあかをせんじて飲まなければならないぐらいの人間でございますけれども、この名言をひとつ肝に銘じて、市職員とともに市政の振興に当たっていきたいと思っております。

それから、人口減少化に伴う政策の具体像ということでございます。第1次産業、跡取りがお

りません。しかし、第1次産業は壱岐の最大の産業でございます。これを振興しなければいけないと思っておるわけでございますが、少子化、人口減少化、それには働く場所が大事でございます。定住促進対策として、先ほど具体的な例がないとおっしゃいましたけれども、島外通勤等の交通費の助成、島外からの移住希望者へは相談、窓口相談、農漁業の新規就業者に対する研修、あるいは支援、少子化対策につきましては、3歳未満児の医療費の無料化、お結び班の設置による結婚促進事業の拡大等々いたしております。また、雇用の場の創出につきましては、これは一朝一夕で解決することはできません。人口減少対策については一朝一夕でできませんけれども、企業誘致、産業の振興を積極的に進めておるところでございます。

光ケーブル、先ほど申しましたけれども、このITの環境を活かして、私は距離や時間的ハンディはなくなるという、そういった事業を活かしまして、在宅勤務、研究施設の誘致等々に、新たな産業の創出に力を入れてまいりたいと思っております。それから、電気、電力が不足してまいります。メガソーラーなどの新エネルギーの開発誘致にも取り組んでまいりたいと思っております。

ちなみに、22年度の人口動態を申し上げます。出生が238名、死亡491人、転入663人、転出1,027人、トータルで617人の減少でございます。これが年間の今の壱岐の現状でございます。この人口減少をどうしてとめるか。皆さん方とともに知恵を絞りたいと思います。議長、反問権をよろしいでしょうか。

議長（市山 繁君） どうぞ。

市長（白川 博一君） 先ほど音嶋議員も、議員も反省するところがあると申されました。ぜひこの人口減少に対する具体的な提案ございましたら、お聞きをしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 真のリーダーという分野では、今市長が述べられましたが、私は白川市長、個人的な志にほれて、皆さんも1期目の市長としての重責を担わせてもらったと考えております。しかし、大義を持って、組織を引っ張っていくという、そうしたリーダー性を今後ともぜひとも発揮をしていただきたい、そのように考えております。まず、大義を持って、無心の心で率先垂範、組織を引っ張っていただきたい。

私は、世界の確たる自動車会社になった本田宗一郎氏の挿話の中に、こういうエピソードがあります。外国に輸出を拡大するために、静岡の浜松に外人さん呼んで、芸子さんをあげて接待をしたと。そのときに外人さんがトイレに行って入れ歯を落としたそうであります。その当時はくみ取り式でありますので、かきまぜることもできないで、便器の中に本田社長自身が頭を入れて、その入れ歯をとって、その外人さんにお返しをしたというような話があります。

私はこの話を聞いて、何かと申しますと、嫌なことは自分が率先してすると。そのことが既に結果を生むことになったということではなからうかと思えます。ぜひとも苦しい艱難辛苦のときであっても、みずからトップが動けば、おのずとその参謀、そして取り巻く人に響き合うと考えております。ぜひともそうした自治を、今後とも展開をしていただきたい、そのことを申し述べておきます。

続きまして、私が人口減少に対する対策として考えておりますのは、まず天の時、地の利、人の輪を活かしていただきたいと思えます。まず壱岐市は、東アジアに最も近い位置に立地しております。そして、ほかの離島とは違って、平野も非常に耕作地も多ございます。そうした利を活かして、私は1次産業の加工する施設を大々的につくる。そして今、漁協が5つに分かれております。これは私は壱岐市の合併の理念として、ぜひとも統合していただきたい。そしてJAとJFが一体になって、アジアの食料供給の基地としての潜在能力を活かして、雇用に役立てることは可能ではないかと考えております。

昨日も鵜瀬議員のほうから提案がございましたが、梅屋庄吉の奥さん、梅屋トクは壱岐出身であります。中国とのかけ橋になり得る、今回のチャンスがあるではありませんか。そして、壱岐高校の中国語学科の生徒もいます。そうした生徒の今後の意欲を醸し出す上でも、大いに活躍の場を広げてやる、絶好のチャンスであろうと思えます。

私は、壱岐は可能であると思えます。企業誘致はなかなか難しい。だったら自分たちの今置かれている潜在能力をフルに発揮してやろうではありませんか。方向を、一つの方向を向けようじゃありませんか。私は、そうしたことを市民の皆さんにも呼びかけていただきたい。そのことが壱岐の今後につながると考えております。夢物語のような話じゃなくて、現実に向き合っていくと、そうした攻めの自治を今後とも展開をしていただきたい、そのように思っております。

具体的に申せば、いわゆる一般的に言われます生産の1次産業、食品加工の2次産業、流通の3次産業、いわゆる壱岐市は6次産業化を目指すべきと、私はそのように思っております。若者が残り、そしてお年寄りも3世代で生活をしていく、それが本来の地方のあり方ではないかと、私はそのように思っております。

親が他界をしていく。一人で孤独に他界をしていく。それが親子の本来の姿であるのかと私は言いたい。もっと若い人も郷土愛に燃えて、壱岐に残っていただきたい。恐らく給与所得は現在、民間企業に勤めてある方は、300万円もあれば上等じゃないかと思えます。先ほど財政課長に聞きましたけど、控除をしたときにどれくらいになるかと、課税所得は190万円くらいであろうと。そうした中でも、今頑張って壱岐に残って生活をしておられる、そうした現実をもっと広げましょう。私はそれが今からの地方の本来のあり方であると思えます。

市長は、全国離島振興協議会の副会長でもあります。今現在、税制というのが、地方負担額が

全国一律です。保険税も何もすべてが、この若い生産世代にかかってくれば、物すごく重税感がひどくなる、大きくなる。そうすると壱岐に残って何ができますか。そういうところを国に現実を訴えていただきたい。税制を変えてくださいと。横断的な地方負担を求めるのではなくて、高齢化率を考慮した、そうした地域事情というのを勘案して、今後施策を進めていくべきである。地方の時代ですから、地方からしっかりと中央に声を上げていただきたい。そうした市長であっていただきたいというふうに考えております。これが私からの提案でございます。簡潔に答弁をいただければと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまの音嶋議員の案、いろいろ聞きました。私は第6次産業を進めるということは、当然申し上げておるわけでございまして、もう少し踏み込んだ話をさせていただきたいという気がするわけでございます。それはまた一般質問という場ではなくて、話をしていきたいと思っているところでございます。

また、JA、JFの合併等につきましては、これはJF、漁協も合併の話をなさいましたけど、漁協自体がその後どうなったか、まだ合併が進まない状況でございます。確かにJAとJFが手を組んで、本当にそれが一つの大きな組織となれば、これはすごい力は出ると思いますね。しかし、その実現に行政が入るといってもいかなないというのも事実でございます。一つ一つについてはまた、今日は申し上げませんが、今、音嶋議員が言われた方向性というのは、まさにそのとおりだと思っております。

また私は先ほど申されました、全国の離振の副会長といたしまして、今要求いたしておりますのは、離島航路のJR並み運賃実現ということを一生懸命やっております。確かに税制を変える、これも必要でしょう。名古屋の河村市長が住民税のことで、非常に全国をにぎわしております。そういった税制につきましては、非常に難しい面がございます。しかしながら、私は今置かれております離振副会長、全国離振副会長という立場を十分活かしまして、今音嶋議員おっしゃいますような方向で全国に、国に訴えてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） わかりました。私は個人的見解として、市長は今言及はできないと、結論は申せないということでありましたが、私は一つ、壱岐は一つという視点でJFも合併をして、壱岐の将来を見据えて、今何をすべきかと。人口が減ってしまっただけでは何もできないということで、私個人としては、音嶋正吾としては、JFは合併を目指すべきということ、声を大にして申し上げたい。

これで時間もございませんので、次の項目に進みたいと思います。玄海原発と壱岐市が直面する課題についてということで質問させていただきます。

私は、平成23年の第2回定例市議会において、福島原発の事故の惨事、玄海原発の概要、玄海原発の問題点等について質問をいたしました。現在、皆様が御承知のとおり、日本の17原発のうち54、17の54基中、稼働しておるのは北電の泊原発3号機と東電の柏崎刈羽原発6号機の2基のみであります。福島原発、現在の原子力行政に対して、市長はいかように考えておられるのか。私は、この前提とすべきは、玄海原発が壱岐市から可視できる位置にあるということ踏まえて答弁を願いたいと思います。

そして、玄海原発が再稼働するにつけては、長崎県、壱岐市、平戸市は事前同意が必要である、そして原子力安全協定を締結すべきである、住民説明会もすべきであるというふうに、締結の必要性、同意の必要性の意思表示を明確にされております。そのことに対して、電力事業所である九州電力の反応はいかようであるのかという件に関して、見解を賜ります。

そして、玄海原発を運転する九州電力は、UPZ、30キロ圏内の国の指針が示されておる今日、関係自治体と原子力安全協定の締結に向けて、真摯に向き合うべきであると考えております。かつ関係自治体と紳士的に締結するのが、安全協定を締結するのが、私は筋であると考えております。現時点での動向についてお尋ねをいたします。

以上、答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 玄海原発と壱岐市が直面する課題についての御質問でございます。おっしゃいますように、壱岐から可視できる、はっきり見える位置に玄海原発がございます。何も遮るものはない。一旦、事故が起これば、相当な被害が予想されます。そういった中で、私はこの玄海原発につきましては、再開ということではなくて、廃止すべきだという考えを持っております。

これにつきましては、九州電力の態度はどうかとかいう御質問でございますけれども、九州電力の態度につきましては、前議長とともに申し入れもいたしましたけれども、そのときの九電の対応、説明会の対応、御存じのとおりであります。市民を対象にした説明会をしてくれと頼んでも、小さな集落での説明には応じるけど、全体に対する説明はしないと、そういった消極的な態度でございます。私は、そういった意味で九州電力の対応には不信感を持っております。

また、先ほど申しますように、UPZの30キロメートル範囲内に壱岐市は1万6,000人余りの住民が該当するわけございまして、緊急防護措置計画範囲にございまして、この再稼働に同意を必要とするという、法改正が必要だということをされております。この法改正については、

私は、そのくらいはしてもらわにゃいかんと思ってますけれども、法改正となりますと、これは国のレベルでございますので、そういう動きをどういうふうにして伝えていくのかということについては、関係市町村と申しますか、そういったことで話し合いをしたいと思っております。

現在、九州電力との原子力安全協定においては、壱岐市としても絶対結びたいという意向を持っていますけれども、現在、県のほうでも交渉を行っておられます。協定内容に対し、意見に隔たりがあり、交渉が難航しているとのことであります。壱岐市といたしましては、現在、玄海原発30キロ圏内の福岡、佐賀、長崎3県の自治体と原子力安全協定についての勉強会を行っております。具体的には、福岡糸島市、佐賀の唐津市、伊万里市、玄海町、長崎県は松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市の7市1町での話し合いをしておるところでございます。協定項目の内容や九州電力に対して、関係自治体と連携した要請行動を行うように検討いたしておるところでございます。その中で今おっしゃいました法改正等々も、その協議の俎上に上げていきたいと思っております次第でございます。

いずれにいたしましても、万が一の事故を考えますと、市民皆様の生命、身体、財産と、すばらしい壱岐を守る観点から、今停止中の玄海原子力発電所の再稼働については、反対の立場をとっておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 地方の市長として、市長、地域を守る視点ですばらしい答弁をいただきました。ありがとうございます。私は、国家を守るための原点は、まず生命を守る、国民の生命を守る、そして財産を守る、領土を守る、当然であろうかと思えます。地方自治の長としても、当然そうあってもらいたいというふうに考えております。大変その件に関しては評価を申し上げます。

市長にも前には申し上げましたが、玄海原発1号機に関しては、昨年の私も2回定例市議会の折に、原子炉の脆性温度が非常に高い、そして運転から本年度で37年の歳月を経過しておると、非常に不安的な要素があります。それを払拭できるだけの私たちに説明をきちっとしてもらえれば別として、そうした問題が解決をしない限り、私たちは容認することは到底できないと考えておる。電気事業者である九州電力は、運転をしたい。私たち市民は不安を払拭できない。それは現実の問題であろうと考えております。ならば、仮に事故が起こった場合は、だれが責任を持つのかということになろうと思えます。

防災マニュアルで、昨日、町田議員のほうから御指摘がございましたが、恐らく今の感覚でいえば、IAEAの感覚でいけば、壱岐には住めなくなると考えております。アメリカは、すでにUPZの圏内は80キロ以上必要であるというような見解を示しております。そうした状態

の中で、電気事業者である九州電力が、我々に安全を担保するだけの説明責任、そして国がそれだけの説明責任を果たさない限り、我々は容認すべきではないと考えています。

私個人の考えじゃなくて、市長もこうした場合には、市として市民にアンケート調査をすべきであろうと。住民意識を把握するために、アンケート調査をすべきであろうと考えております。壱岐の私は死活問題になろうかと思imasuので、いかがでしょうか。今、首を横にされましたが、実直なる見解だけお聞かせください。言えないところは言えないで結構です。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、今アンケート調査、私はアンケート調査を、これはとるまでもないと思うとるわけです。というのは、先ほど責任はだれがとるのかと申されましたけど、私はだれも責任はとり切らんとするわけです。どうしてもとに戻りますか。私、責任がとれるというのは、もとに戻るのが責任がとれると思ってるわけです。放射能に汚染されたら、放射性物質に汚染されたら、半減期は何十年、何百年とあるわけですから、もとに戻せんわけです。それは責任とったことにならんわけです。私はそういう現実がある中で、反対ですか、賛成ですかとか、住民の皆さんにアンケートをとるまでもないという気持ちで御返事を申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） わかりました。地方のトップとしては懸命な御判断であろうと、それは考えております。しかし、前提になるのは、廃炉にすべきというような、市長としての見解と承っていいか。白川博一の見解として承っていいのか。そこら辺は私もちゅうちょするところはございますが、それはお聞きをしません。認識的にそうして廃炉にしたいということであったということは評価をいたします。

あと5分ほどありますが、私も市長の実直なる御意見も承りましたんで、一般質問の最後として申し上げたいと思います。1期目に数々の政策のいわゆる苗を植えられ、それが根は張った、幹は大きくなったけど、なかなかすぐには花は咲かないものであります。中には、間には根が張らず、幹も大きくなならない、枝も大きくなならない施策もあつたらうかと思うわけですね。しかし、それは継続的に努力をしていく、育てるように努力をすることによって、花を咲かせ、実がなると確信をいたしております。厳しいこの時代においては、住民というのは、結果をすぐ求めようといいたします。それは仕方ないことであろうと思います。

私は、この言葉が大好きなんで申し上げます。何も咲かないときは、下へ下へと根を伸ばせ。いつか大きな花が咲く。花、咲いたなと、咲いても根と幹と枝がしっかりしておらねば、継続的に咲くことはなかるうと思うわけですね。ですから、そうした見えない点、根幹となす面をさら

に充実をさせていただきたいなと思います。地方自治の市長として、原理原則と信念を持って、力強く市民の負託にこたえていただきたい、そのことを申し述べておきます。

そして最後に、3月末をもって今日まで永年勤続をされ、市政の発展のために寄与されました皆さん、そして新たなチャレンジをするために、3月をもって退職をされる皆さん方の御苦労に対し、そして今後の御健勝を祈りつつ、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時48分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 . 承認第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第2、承認第1号議案の撤回についてを議題といたします。

撤回の理由について説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日は、4件の追加議案を上程させていただいております。承認第1号議案の撤回につきましては、議案第51号の関連がございます。本来、この議案第51号につきましては、追加議案として出すべきものじゃなくて、当初から出すべきものでございました。その時系列の関係上、承認第1号に議案の撤回を申し入れておるわけでございます。このことは事務の懈怠でございまして、まことに申しわけございませんでした。本日の議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 承認第1号議案の撤回について御説明を申し上げます。

議案第5号吉岐市附属機関設置条例の一部改正については、撤回したいので、吉岐市議会会議規則第19条第1項の規定により議会の承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

撤回の理由でございますが、壱岐市郷ノ浦町環境管理センター公害防止委員会及び壱岐市石田町環境美化リサイクルセンター公害防止委員会について、施設の解体及び跡地整備完成まで両委員会を存続させるため今回廃止をしないこととし、あわせて壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正を今回追加議案として提出することに伴い、同施設入所判定委員会の名称を改める必要が生じたため、議案の撤回の承認のお願いをするものでございます。よろしく申し上げます。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号議案の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号議案の撤回については、これを承認することに決定いたしました。

日程第3．報告第1号

議長（市山 繁君） 次に、日程第3、報告第1号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 報告第1号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告をいたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書でございます。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を平成24年2月29日にいたしております。

記。1、損害賠償の相手方、壱岐市芦辺町、個人。2、損害賠償の額、4万6,001円であります。3、損害賠償の理由は、平成23年10月19日午後1時ごろ、芦辺町諸吉大石触の市管理大石児童公園において、損害賠償の相手方である個人が、公園内設置遊具に登ったところ、遊具の足場板を固定していたくぎが腐食していたために足場板がはね上がり、下唇部分に直撃しけがを負わせましたので、平成24年2月29日に示談を取り交わし、治療費、慰謝料等の損害賠償を支払うものであります。

なお、この損害賠償の額については、全国町村会総合賠償補償保険により適用となります。

以上、損害賠償の額の決定に関する専決処分を報告を終わります。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから報告第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、報告第1号に対する質疑を終わります。
これで報告を終わります。

日程第4・議案第51号

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第51号について御説明いたします。

追加で提案することになりました議案第51号ですけれども、本来、本会議初日に提案すべき議案であったことについて、まずおわびを申し上げます。

それでは、壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について御説明いたします。

壱岐地域移行型ホーム設置及び使用に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、精神障害者福祉ホームB型「ひまわりの家」について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設から、障害者自立支援法に規定する施設へ移行するため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。設置の目的でございますけれども、第1条、地域において共同生活を望む障害者に日常生活上の援助を行い自立生活の助長を図るため、共同生活介護及び共同生活援助に係る事業を実施する地域移行型ホームの設置及び使用に関して定めております。

次に、第2条、名称でございますが、壱岐地域移行型ホームでございます。

それから、位置及び使用料の第3条、第4条については、変更はございません。

原則として、この条例は、平成24年3月31日から施行するとしております。

それから次に、お手元に配付をいたしております参考資料で御説明を申し上げたいと思います。まず改正後というところを読み上げていきたいと思います。名称でございますけれども、先ほど申し上げました地域移行型ホーム、それから2番目が法令を掲載しております。

それから使用料については変更がないということでございまして、4番目の収入でございます

けれども、改正後は、障害者自立支援法の障害者報酬の自立支援給付費をもって充てるということになりまして、国が50、県が25、残りが市ということになります。それから、前年度の23年度の収益内容については、記載のとおりでございます。

定員でございますけれども、20人から18人に今回は減っておりますけれども、理由といたしましては、一部をバリアフリー化の部屋と入所体験室に一部利用するというので、2部屋をそのように改造してある関係で、18の部屋ということで、18人に変更させていただいております。

それから、入所の対象者の方でございますけれども、現在は精神の障害者の方、それから改正後については、3障害の方についての原則受け入れができるということになっております。

次に、条例の施行日でございますけれども、先ほど申し上げました3月31日ということにいたしておりますけれども、県の指定を受けたものについては、24年4月1日から引き続き地域移行型ホームを行うことができることになっておりますので、3月31日を施行日にすることにいたしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 2点ほどお尋ねをいたします。

まずは自立支援法の収入の部分ですね、自立支援法の障害者の報酬ということですが、これ介護保険などと一緒に、多分入所者の負担が起こってくるかと思うんです。生活保護なんかなれば免除になりますけども、入所者の個人としての負担が、1割か2割の負担が要るとやないかなと思います。その辺が入所者の負担になるのではないかと心配をしておること、収入がこの前言われましたように、1,000万円ほど落ちております。ということはこの部分は多分市のほうから面倒見ていかんや、一般会計のほうから、もちろん一般会計の中ですから、市のほうで面倒見にやいかんかと思っておりますけども、わかれば現行の部分のホーム自体の収支の差額が出ておれば教えていただきたいのと、予算的に多分1,000万円収入が減りますから、昨年よりも七、八百万円ぐらいは自己負担分、個人負担分を入れて七、八百万円ぐらいは市の持ち出しが多くなるのかなと思うんです。その辺の歳入歳出の、ホームだけの歳入歳出の内訳、総額で結構でございます。わかれば教えてほしい。

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

市民部長（山内 達君） まず歳入のほうにつきましては、データをお持ちしておりませんので、予算委員会のときに提出をさせていただきたいと思っております。

それから、24年度の歳出の総額は9,856万円を予定しておりますけども、先ほど議員がおっしゃったように、差額については一般財源のほうで補充をする予定にいたしております。

それから、先ほど個人負担があるのではという御質問でございましたけれども、原則1割の負担を今後はお願いするようになるということでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、議案第51号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号壱岐精神障害者福祉ホームB型設置及び使用に関する条例の全部改正については、厚生常任委員会へ付託します。

日程第5・議案第52号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、先ほど51号との関連がございまして、地域移行型ホームに名称を改めることに伴い所要の改正を行うものでございます。

添付をいたしております新旧対照表をご覧くださいと思います。右側が改正案でございますけれども、アンダーラインの部分で精神障害者福祉ホームB型の部分が地域移行型ホームへと名称を変更したものでございます。定員については変更はあっておりません。

以上でございます。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、議案第52号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号壱岐市職員定数条例の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託いたします。

ここで議案配付のためしばらく休憩をいたします。そのままお待ちいただきたいと思います。

午後 2 時16分休憩

午後 2 時19分再開

議長（市山 繁君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま市長より議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 . 議案第 5 3 号

議長（市山 繁君） 追加日程第 1、議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第 5 3 号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、先ほど御承認いただきました第 1 号の議案の撤回に関連するものでございます。市長の附属機関のうち「壱岐市精神障害者福祉ホーム B 型「ひまわりの家」入所判定委員会」の名称を「壱岐市子育て支援ネット会議」について、今後見直し等がないため廃止します。また、漁業集落環境整備用地の造成完成により、「漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会」を廃止し、一般廃棄物処理施設整備事業の完了に伴い、附属機関の一部を廃止し、新たな附属機関を設置します。また、教育委員会の附属機関に係る委員会の名称の変更を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、後もってご覧をいただきたいと思います。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

別表アでございます。市長の附属機関の部、「壱岐市精神障害者福祉ホーム B 型「ひまわりの

家」入所判定委員会」の名称を「壱岐地域移行型ホーム入所判定委員会」に改め、同じ表の同部中、壱岐市子育てネット会議の項を削り、「壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会」の項、「壱岐市一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会」の項を、「壱岐市クリーンセンター環境保全委員会」の項、「壱岐市汚泥再生処理センター環境保全委員会」の項に改め、同じ表の同部中、漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会の項を削り、廃止しようとするものでございます。

また、同表イ、教育委員会の附属機関の部中「壱岐市公民館運営委員会」を「壱岐市公民館運営審議会」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

御審議のほど、よろしく願います。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑はありませんので、議案第53号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、総務文教常任委員会へ付託します。

議長（市山 繁君） これで本日の日程は終了いたしました。次の本会議は3月16日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさんでございました。

午後2時24分散会